

少年に対する不定期刑に関する考察

西 尾 憲 子

- 1 はじめに
- 2 少年法改正の動向と少年法の理念・目的
 - (1) 旧少年法の誕生から現行少年法まで
 - (2) 現行少年法の改正経緯と少年矯正の推移―社会情勢とその動向とあわせて
- 3 少年に対する不定期刑の意義の検討

1 はじめに

わが国の少年法制は、司法と教育と福祉の領域に深く関係しており、刑事司法的側面と福祉法的側面を持ち、少年法の基本理念にかなう健全育成の目的を果たすため、少年事件はすべて家庭裁判所に送致される全件送致主義がとられ、少年保護手続における専門的な調査を経て家庭裁判所が処遇を決定するのが原則とされ、刑事処分に付す判断も家庭裁判所が行う家裁先議主義の下、刑事処分相当性があるものに限って刑事手続に付される保護優先主義である。

少年法三条一項（以下、少年法を示す場合には法と略す。）に規定する家庭裁判所の審判に付す対象となる犯罪少年、触法少年、虞犯少年に対して、手続の過程それ自体と手続を経て決定した処分をとおして、非行少年が将来再び非行や犯罪を行うことを防止するための改善及び教育を主な目的として、福祉的措置のみでなく広い意味での刑事司法の側面を持つ。刑事司法的側面の一つとして、法第三章少年の刑事事件の規定において、健全育成の目的の下で特別の措置を講ずる特則が設けられている。

少年の刑事事件に関する特則のなかで、法五二条では少年に対する不定期刑を設定している。この少年に対する不定期刑の規定について見直しが行われ、平成二六（二〇一四）年四月一日に少年法の一部を改正する法律が国会で可決し、平成二六（二〇一四）年四月一八日法律第三三号として公布・施行されている。平成二六（二〇一四）年法律第三三号による改正前の少年に対する不定期刑の規定は、旧少年法（大正一一（一九二二）年四月一七日法律第四二号）八条「第一項少年ニ対シ長期三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ以テ処断スヘキトキハ其ノ刑ノ範囲内ニ於テ短期ト長期トヲ定メ之ヲ言渡ス但シ短期五年ヲ超ユル刑ヲ以テ処断スヘキトキハ短期ヲ五年ニ短縮ス、第二項前項ノ規定ニ依リ言渡スヘキ刑ノ短期ハ五年長期ハ一〇年ヲ超ユルコトヲ得ス、第三項刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ為スヘキ場合ニハ前二項ノ規定ヲ適用セス」を実質的にはそのまま踏襲されていた。¹⁾

少年法制はこれまで社会状況の変化とともに改正論議が起こってきたなか、少年法は、平成一二（二〇〇〇）年、平成一九（二〇〇七）年、平成二〇（二〇〇八）年にそれぞれ大きな改正を重ねた。近時の少年法改正の特徴は、非行事実認定過程の適正化と正確性の確保、一定の重大事犯に対する特則の設定、犯罪被害者等に対する配慮措置の導入の三点に集約されると評されている。²⁾ これらの改正は少年法制における大きな変革といえ、少年審判手続が刑事手続

化しているのではないかと批判がある。また、保護手続から刑事手続に移行する事案のうち重大事犯として裁判員裁判の対象となり、不定期刑の上限や下限の判断を一般国民に委ねることになるにもかかわらず、不定期刑の趣旨や内容について十分に理解されているといえず、その統一的な基準も明確にされないままとされている。さらに、量刑判断において少年に対する有期刑の上限の問題が指摘されており、実務上大きな課題を抱えていた。

そして、平成二〇（二〇〇八）年に改正された少年法（平成二〇年法律第七一号、以下、各改正少年法については、改正年法と示す。）附則の三年後の見直し規定を踏まえ、先述のとおり、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講ずる必要があるとして規定の見直しが行われ、少年の刑事事件に関する処分の規定のなかで、少年に対する不定期刑の改正が行われた。

本稿では、少年に対する不定期刑をめぐる諸問題について、平成二六（二〇一四）年法（平成二六年法律第三三号）における改正に至るまでの少年法制全体における改正論議及び改正沿革、並びに社会情勢の動向もあわせて比較考察しながら、これまでの議論と争点を整理したうえで今後の課題を明らかにし検討したい。

2 少年法改正の動向と少年法の理念・目的

少年法は、少年の犯罪予防のための法律であり、少年であることを理由とする、少年であるがゆえに特別な取り扱いを定める刑事法の特別分野である³⁾と説明されてきた。

(1) 旧少年法の誕生から現行少年法まで⁽⁴⁾

今日の少年法制の原型は、明治以後の欧米諸国の制度の導入により形成されたといえる。明治一三（一八八〇）年に制定された旧刑法で、一二歳未満は絶対的責任無能力者、一二歳以上一六歳未満は相対的責任無能力者とされていたが、絶対的責任無能力者のうち八歳以上のときは情状により一六歳をすぎない間、相対的責任無能力者のうちその所為の是非弁別ができなければ情状により二〇歳をすぎない間、それぞれ懲治場に収容することができるものとされていた。この懲治場は現在の刑事施設に併置されている不完全な混合収容のため少年の矯正に逆効果を生じさせるとされ、明治一七（一八八四）年頃から欧米の感化事業の影響を受けて、民間の感化院創設運動が起こり発展していった。こうした風潮を受け、当時の不良少年の増加に対する対策として、明治三三（一九〇〇）年感化法が制定された。この感化法により設置された感化院では、八歳以上一六歳未満の者で親権者又は後見人のない遊蕩児、こじき、悪友のある者、懲治場留置の言渡しを受けた者などを収容して感化教育を施すこととされたが、感化院設置が都府県の任意とされていたため、設置が進まず、あまり効果が上がらなかったといわれている。そこで、現行刑法が明治四〇（一九〇七）年制定され、懲治場留置の制度が廃止された。また、責任年齢も一二歳から一四歳に引き上げられたことに伴い、感化法も改正され、八歳以上一八歳未満の者で不良行為をなし又はそのおそれのある者及び親権者のない者で地方長官が入院を必要と認めた者が感化院に収容されることになった。現行刑法が明治四一（一九〇八）年に施行されたことに関連して、アメリカの少年裁判所制度の紹介が契機となり、少年法制定の機運が高まり、大正一一（一九二二）年四月一七日に旧少年法が公布され、翌大正一二（一九二三）年一月一日から制定された。旧少年法一条

及び四条で対象者は一八歳未満の犯罪少年と虞犯少年とし、保護処分が多様化し、同旧少年法四条一項一号以下で、訓戒、学校長訓戒、書面誓約、保護者引渡、寺院・教会・保護団体等委託、少年保護司による観察、感化院送致、矯正院送致、病院送致・病院委託などが規定された。また、準司法的組織の専門機関として行政機関である少年審判所を設置し、人格調査の方法を取り入れ、処遇の個別化を考慮した。さらに、少年の刑事事件について多くの特則を規定したが、犯罪少年に対する検察官先議の建前をとった。その一方で、刑事処分に関して、行為時一六歳以上の少年に対する死刑・無期刑の制限を含む刑の減輕・緩和について旧少年法七条で科刑の制限を規定し、同旧少年法八条では相対的不定期刑を規定し、同旧少年法一〇条で仮出獄の条件、同旧少年法一一條で仮出獄の期間を規定して仮出獄の拡大を規定していた。

そして、戦後をむかえ、基本的人權の保障を強めた日本國憲法が制定されたことにより、旧少年法を全面改正し、少年の自由を拘束する強制処分を含んだ保護処分を行政機関である少年審判所で行うことは適當ではないと考えられ、審判機關の問題として検察官先議の廃止や家庭裁判所の創設、少年年齢、保護処分の種類など教育・保護の側面を中心に討議・検討された。さらに、國親思想全盛期のアメリカの少年裁判所の影響を強く受け、保護優先主義を基本理念とした刑事手続とは大きく異なる少年保護手続が二元的に構成された現行少年法が、昭和二三（一九四八）年七月一日に公布され、昭和二四（一九四九）年一月一日から施行された。現行少年法は、少年保護事件のほか、少年の刑事事件、少年の福祉を害する成人の刑事事件も扱い、「少年の健全な育成」を目的としていることを法一条で明記し、法二条で少年年齢を二〇歳未満に引き上げ、法二〇条二項但書（平成一二（二〇〇〇）年法への改正前）に処分時一六歳未満の少年を刑事処分から除外し、法五一条で死刑・無期刑を行為時一八歳以上に限定し、法四一条及び

四二条で家庭裁判所がすべての少年の送致を受け、調査・鑑別などを活用して保護手続と刑事手続の選別を行うこととして、保護・教育を重視することを明らかにした。他方、法三二条で保護処分に対する少年の抗告を創設し、法一条などで呼出・同行に礼状を要求し、法一四条及び一五条で少年保護事件における強制的な証拠収集が必要な場合に刑事訴訟法の準用により家庭裁判所に強制処分の権限を認めるなど、保護処分の不利益性を承認して少年の権利保護にも配慮された。しかし、捜査手続について法四三条で勾留を制限する特則が置かれたが、法二〇条で処分時一六歳以上の犯罪少年には検察官送致を認め、法五五条で少年の刑事事件では刑事裁判所の家庭裁判所への裁量的な移送を認めつつも、旧法のような刑事手続への調査担当者の関与は認めないなど審理の特則もわずかであり、手続の二元性が強められた。

本稿のテーマである少年に対する不定期刑の規定は、旧少年法から現行少年法への改正において、旧少年法八条の少年に対する不定期刑の規定の趣旨がそのまま踏襲された。

(2) 現行少年法の改正経緯と少年矯正の推移―社会情勢とその動向とあわせて

現行少年法の下では、社会の変動等が少年事件の数的増減、種類・内容、質的变化等に反映し、これらに対応するために、法制度や実務運営上の改革や、法改正の提案・議論も繰り返し返されてきた。また、少年刑法犯の検挙人員の戦後における推移をみると四つの波があるとされている。この四つの波の推移とその背景事情、あわせてそれぞれの時期における少年法制をめぐる動向を整理する。⁽⁵⁾

昭和二六（一九五二）年をピークとする第一波は、終戦による社会的混乱を背景・象徴とする貧困・困窮による犯

罪の波である。この昭和二六（一九五二）年には少年法の対象年齢が一八歳未満から二〇歳未満に引き上げられた。

第二波は、昭和三〇（一九五五）年に始まり昭和三九（一九六四）年をピークとして昭和五一（一九七六）年に谷に達した時期で、社会構造の変化や繁栄のゆがみによるとされている。この時期に起きた大きな少年による事件として、昭和四〇（一九六五）年七月に当時一八歳の少年がライフルで警官二人を殺傷し人質を取って銃砲店にこもり一三〇発余りを乱射した事件が発生し、昭和四二（一九六七）年三月には当時一六歳の少年が三人の女性を強姦し殺害した事件が起きた。さらに昭和四三（一九六八）年一〇月には当時一九歳の少年が盗んだピストルで四人を射殺する連続射殺魔として世間を騒がせた強盗殺人等の事件であるいわゆる永山事件⁽⁶⁾が起き、昭和四四（一九六九）年四月には高校で一五歳の少年が同級生を殺害し首を切断する事件、同四四（一九六九）年九月には一九歳の少年による正寿ちゃん誘拐殺人事件が起きている。こうした年長少年の凶悪事件の多発を背景に、昭和四一（一九六六）年五月二三日に法務省は「少年法改正に関する構想」を提出し、最高裁判所も同じく昭和四一（一九六六）年一〇月に「少年法改正に関する意見」を発表する。そして、昭和四五（一九七〇）年六月一八日に法務大臣が「少年法改正要綱」を法制審議会に諮問し、昭和四六（一九七一）年二月に最高裁判所が「少年法改正要綱に関する意見」を提出、昭和五一（一九七六）年一月二二日に法制審議会少年法部会長が少年法改正の中間報告をし、昭和五二（一九七七）年六月二九日に法務大臣に中間答申を提出した。このときの少年法改正に関する核心は、少年に対して刑罰か保護かという処遇の問題、刑事裁判手続と少年保護手続の選択を家庭裁判所と検察官のどちらが行うか、少年保護手続に検察官の関与を認めるかという少年法の内包している問題を制度的に顕在化させるものであった。しかし、法改正作業は進展しなかったが、実務上の改革が行われそれなりに実現化したといえる。⁽⁷⁾

第三波は、昭和五二（一九七七）年に始まり昭和五八（一九八三）年をピークとして平成七（一九九五）年を谷に下降していく。この第三波では、戦後の少年刑法犯検挙人員の最多人員を記録しており、量的増加に特色がある。また背景としては、オイルショックを契機としてそれまでの経済の高度成長が終わり低成長長期時代へと転化し社会的には享樂的になるとともに、進学競争時代の弊害といえる学校生活から脱落する少年が目立つ時代で、家庭内暴力や校内暴力が新しい非行類型に挙げられるようになった。この時期に起きた少年による事件として、昭和五四（一九七九）年一月に一六歳少年が祖母を殺害し自殺、同五四（一九七九）年一〇月に小学四年女子が小学二年女子を縛りマンション屋上から突き落とし殺害、昭和五五（一九八〇）年二月に小学生が幼女に強制わいせつをして殺害する事件が起きる。昭和五五（一九八〇）年一二月には教師の体罰やしごきに生徒が反発した、いわゆる流山中央高校放火未遂事件が起きる。⁽⁸⁾昭和五六（一九八一）年六月に中学三年生の一四歳少年が千葉県柏市で少女を殺害したとされるいわゆる柏の少女殺し事件が発生する。⁽⁹⁾昭和五八（一九八三）年三月に中・高校生グループが横浜で日雇い労働者に連続的に集団暴行し、三人死亡、一三人を負傷させた。同六〇（一九八五）年七月一九日に中学三年生の女子生徒が一三歳から一五歳の少年ら五人と触法少年一人による強姦、殺人等事件、いわゆる草加事件が起きる。⁽¹⁰⁾昭和六三（一九八八）年二月に一七歳から一九歳の少年五人が成人一人とアベックを逮捕監禁・殺害し死体遺棄した、いわゆる大高緑地アベック殺人事件が起きている。⁽¹¹⁾昭和六三（一九八八）年一二月には、少年三人が強盗目的で母子を殺害し現金を強取した、いわゆる綾瀬事件が起きた。⁽¹²⁾平成元（一九八九）年一月に一六歳から一八歳の少年四人が女子高生を拉致し、監禁、強姦、殺人、死体遺棄等事件を引き起こした、いわゆる女子高生コンクリート詰め殺人事件が起きた。平成五（一九九三）年一月には中学一年生が学校の体育用器具室でマットにくるまれ窒息死した、いわゆる山形マット死事件が

発生し、一四歳の少年三人が逮捕、一三歳の少年三人が任意調べを受ける。平成五（一九九三）年三月には調布駅前集団暴行事件、同五（一九九三）年一月には一二歳の中学一年生の長男が父親を刺殺したいわゆる将棋士殺人事件が起きている。この期間の少年法改正に関する動きは具体的な事件等により、少年法における問題点に関する改正のためとして活発に議論されてきたものの政治情勢の影響を受けるなどして、実際に少年法を改正するまでには至らなかった。また、保護か刑罰かという理念論争ではなく、現在の少年法の基本理念・構造を維持したうえで非行事実認定手続の整備を目指す論争が中心であった。そして、この時期においては、昭和五二（一九七七）年五月二五日に少年院の運営に関する矯正局長依命通達、同五二（一九七七）年六月一日には少年院運営の新方針が実施され、昭和六一（一九八六）年七月九日に分類処遇による保護観察の実施について保護局長通達が出され、平成元（一九八九）年八月に家庭裁判所における保護的措置の多様化、充実・強化の一環として「社会奉仕活動」を東京で取り入れた。平成二（一九九〇）年三月二二日に保護観察類型別処遇要領の策定について保護局長通達が出され、平成三（一九九一）年六月一日に矯正局長依命通達の少年院の運営について全面改正され、同三（一九九一）年七月二九日に特修短期処遇の運用について矯正局長通達が出され、同三（一九九一）年九月一日に特修短期処遇課程の運用が開始される。平成五（一九九三）年に保護観察所処遇の一環として「社会体験活動」が導入された。実際に発生した少年による事件に対応するため、対象となる非行少年に対する具体的な処遇に関連した通達等の改正や新しい処遇方法が導入されたといえる。

第四波は平成八（一九九六）年から始まるとされ、平成一〇（一九九八）年をピークとしてその後すぐに減少し平成一五（二〇〇三）年までは微増傾向を示したが、その後の少年の刑法犯検挙人員は減少の一途をたどり、量的な特徴

ではなく、質的な特徴が現れていると思われる。この時期の少年事件をみると、平成八（一九九六）年二月以降、中・高校生グループ等による成人強盗及び強盗致傷事件が多発し、こうした事件はおやじ狩りと呼ばれ、模倣事件が多発する。また、平成九（一九九七）年二月から五月の間に神戸で一四歳の少年が小学生二人を殺害し三人を負傷させ、切断した頭部を中学校正門前に置いた、いわゆる神戸連続児童殺傷事件が発生した。こうした事例に対応するため、少年院における処遇について、平成九（一九九七）年九月九日に少年院の長期処遇のうち生活訓練課程に少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、特別の処遇を必要とするものを対象とする分類を設けた。平成一〇（一九九八）年一月から三月にかけて中学一年生から中学三年生等が全国各地でナイフ等を使用した殺傷事件が発生するなど、ナイフを使用した少年犯罪増加が社会問題化し、多くの都道府県警察が業者に販売自粛を要請し、文部大臣が緊急アピールした。平成一一（一九九九）年四月に一八歳の少年が主婦とその長女の乳児を殺害、いわゆる光市母子殺害事件が起きている。¹⁴平成一五（二〇〇三）年七月には一二歳の中学一年生が四歳男児をビル屋上から突き落として殺害した事件や、平成一六（二〇〇四）年六月には一一歳の小学六年生が同級生を小学校内においてカッターで殺害してしまふといった年少少年による事件が注目を集める。この頃、平成一五（二〇〇三）年二月一日に警察庁が、少年被疑者及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査についての通達が出された。平成一九（二〇〇七）年五月には一七歳の高校三年生が母を殺害し、切断したその頭部を持って自首している。最近では、平成二六（二〇一四）年五月、山形で一八歳の無職少年は、別居していた実父と口論になり文化包丁で数回突き刺すなどして殺害した。平成二六（二〇一四）年七月二六日に長崎県佐世保市で発生した一六歳の高校一年生の女子高生による同級生殺害事件が起きた。また、平成二六（二〇一四）年一〇月一日に北海道南幌町で一七歳の高校二年生の女子

高生により祖母と母親が殺害される事件が発生している。

この第四波の期間における少年法改正に関する動向は、昭和二三（一九四八）年制定以来、少年法改正が幾度も試みられながら改正に至らなかったなか、大きな改正を続けて経験することになる。第三波のなかで発生した流山中央高校放火未遂事件において問題となった事実認定手続における少年の人権保障、柏少女殺し事件で問題となった保護処分後に非行事実の不存在が明らかになった場合の少年再審問題における救済方法の不十分さ、草加事件及び山形マツト死事件並びに調布駅前集団暴行事件などでは少年が非行事実を否認した場合における少年審判での事実認定での困難性が浮かび上がった。

こうした具体的な事案が契機となり、平成六（一九九四）年頃からの少年法改正の提言を受けて、平成一〇（一九九八）年七月九日に法務大臣が法制審議会に少年審判の事実認定手続適正化のため裁定合議制導入、検察官・弁護士付添人の関与する審理の導入、観護措置期間の延長、検察官への抗告権付与、保護処分終了後における救済手続の整備について諮問し、平成一一（一九九九）年一月一日に法制審議会が法務大臣に対し諮問に対する答申として「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備に関する要綱骨子」がなされてこれに基づき、同一一（一九九九）年三月一〇日に少年法等の一部を改正する法律案（政府案）が国会に提出された。しかし、平成一二（二〇〇〇）年六月二日に衆議院解散に伴い、少年法等の一部を改正する法律案（政府案）が廃案となった。その後、先述したとおり少年による凶悪事件が続発するなかで世論の激しい流れを受けるかたちで、平成一二（二〇〇〇）年九月二九日に少年法等の一部を改正する法律案（与党案）が議員提案により国会に提出され、平成一二（二〇〇〇）年十一月二八日に少年法等の一部を改正する法律が成立し、平成一三（二〇〇一）年四月一日から施行さ

れた。この平成一二(二〇〇〇)年法(平成十二年二月六日法律第一四二号)は、事実認定と要保護性を判断する少年審判は、裁判官に全面的な事案解明権限と責務を委ねているが、送致事件の事案が複雑で非行事実が激しく争われた場合、裁判官一人ですべてを処理するため誤った事実認定に至る危険を回避しなければならぬため、事実認定過程に多角的視点を導入するとともに、慎重な審理時間を確保することを目的として、裁判所法三一条の四による裁定合議制の導入や、法一七条四項の観護措置期間の延長が盛り込まれた。法二二条の二や同三二条の四による検察官が審判の協力者として関与する審理の導入、法二二条の三では検察官関与決定があつた場合の付添人選任や一定の場合における職権による弁護士付添人選任の制度は、重大事犯において少年の法的権利確保と正確な事実認定及び多角的視点の導入にも資すると評価されている。処分等の在り方として、法二〇条一項で、逆送可能年齢の制限を撤廃し、家庭裁判所の終局決定時一四、一五歳の少年についても、調査の結果刑事処分相当と認めるときは検察官送致決定ができることとされ、刑事責任能力の枠組みとは別に設定されていた年少犯罪少年の保護優先の考えを廃したとすると、少年保護手続と刑事手続との間の関係を見直す法政策の一環と見ることができると、重大事犯に対する特則として原則逆送の規定が設けられた。重大な罪を犯した一六歳以上の少年に対する刑事処分の可能性を増大させる規定で、法二〇条二項で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪については刑事処分を科さないことを正当化する特段の事情がない限り検察官送致決定をしなければならないいわゆる原則逆送規定が設けられた。また、法二二条の審判の方式について、少年保護手続過程それ自体も福祉的かつ教育的な性格を持つことから、少年の個別的な性格や問題状況等に即して柔軟に対応できるように、裁判官の裁量に委ねる規定から、当該少年の非行について内省を促すものとしなければならないとする文言が盛り込まれた。少年保護手続と刑事手続、さらにはその結果としての保護処分と刑

事処分との間の関係を見直し、従来よりも刑事手続及び刑事処分の比重を高めるべきであるとし、とりわけ原則逆送制度は、少年事件の処理について応報や一般予防を重視する制度で、少年の改善教育を第一の目的とする少年の健全育成という枠内では捉えきれないと分析される。被害者等に対する配慮の規定として、法五条の二で被害者等による当該保護事件の記録の閲覧及び謄写が認められ、法九条の二で被害者等の申出により意見の聴取が可能となり、法三一条の二で少年法の基本理念や少年審判の目的と少年の情操保護を阻害しない限度で被害者等への審判結果の通知を認めた。その他として、法二五条の二で保護者に対する措置が盛り込まれ、法二七条の二では保護処分の終了後の取消を採用し、法五一条の刑の緩和について限定が設けられた。この平成一二(二〇〇〇)年改正は、一定の重大事件につき、少年保護手続と刑事手続の関係、さらに、保護処分と刑事処分の関係を見直し、刑事手続及び刑事処分の比重を高める変化をもたらした、少年法の本質に大きくかわる改正といえる。⁽¹⁵⁾ また、少年審判規則が平成一三(二〇〇一)年二月七日一部改正され、平成一四(二〇〇二)年九月二十七日には少年警察活動規則が制定された。

続いて、先述した長崎等において相次いだ一四歳未満の少年の重大事件を受け、平成一六(二〇〇四)年九月八日に、法務大臣が少年院送致年齢の引き下げ、触法事件や虞犯事件の警察への調査権付与等と内容とする少年法見直しを法制審議会に諮問し、平成一七(二〇〇五)年二月九日に法制審議会は法務大臣に対しこの諮問に対する答申がなされて、平成一七(二〇〇五)年三月一日に少年法等の一部を改正する法律案を国会に提出したが、平成一七(二〇〇五)年八月八日に衆議院解散に伴い、少年法等の一部を改正する法律案が廃案となる。しかし、平成一八(二〇〇六)年二月二十四日に少年法等の一部を改正する法律案を国会に再提出し継続審議を経て、平成一九(二〇〇七)年五月二十五日に少年法等の一部を改正する法律が成立し、同一九(二〇〇七)年六月一日に公布され、平成一九

(二〇〇七)年十一月一日から施行された。平成一九(二〇〇七)年法(平成一九年六月一日法律第六八号)は、警察あるいは児童相談所の段階において触法少年の非行事実に関する十分な調査・証拠収集が行われないうまま事件が送致され家庭裁判所の審理に困難をきたす問題に対応するため、法六条の二から同六条の七において強制調査を含む調査規定が整備され、この触法少年による重大事件について警察から児童相談所への送致及び児童相談所等から家庭裁判所への送致を義務付けた。これは、審判における的確な事実認定の確保にも結び付くといえる。また、法二四一条一項但書と少年院法一条の二及び二条により、初等・医療少年院の収容年齢をおおむね一二歳に引き下げ、触法少年の送致を可能にするともに特に必要と認める場合に限定した。法二二条の三及び法三二条の五により国選付添人の選任を犯罪・触法少年の重大事件に広げた。平成一九(二〇〇七)年法は、児童福祉手続と少年保護手続の間で変化をもたらし、実務上の問題点の改善と少年の権利保護を図るもので、年少者の処遇には原則として福祉的な措置が有効であり、児童福祉機関やその措置のさらなる充実が求められる。⁽¹⁶⁾

また、平成一九(二〇〇七)年六月八日に更生保護法が成立する。平成一五(二〇〇三)年以降発生した保護観察対象者による重大再犯事件等を契機とした「更生保護の在り方を考える有識者会議」による検討及びその報告、ならびに提言を受けて、これまで保護観察処分少年、少年院仮退院者及び仮釈放者の保護観察について規定していた犯罪者予防更生法と保護観察執行猶予者の保護観察について規定していた執行猶予者保護観察法の内容を整理統合し、成立した。平成一九(二〇〇七)年法二六条の四及び更生保護法六七条により保護観察の遵守事項違反少年への警告及び収容保護処分(施設送致)の申請権を保護観察所長に認め、少年院法一二条の二及び更生保護法五九条により保護観察所長と少年院長の保護者に対する措置などを認め、更生保護法六五条では保護観察対象者に対する被害者等の心

情等の伝達に関する規定も盛り込まれた。⁽¹⁷⁾

先述した平成二二(二〇〇〇)年法には、その附則三条に五年後の見直しが予定され、折しも被害者等の権利保護拡充を目指し平成一六(二〇〇四)年二月八日に犯罪被害者等基本法(平成一六年二月八日号外法律一六一号)が制定され、平成一七(二〇〇五)年二月二十七日に犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、被害者等の被害に係る刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度について整備が求められた¹⁸⁾。これを受けて刑事裁判については、平成一九(二〇〇七)年六月二十七日に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等が改正され、平成二〇(二〇〇八)年二月一日から施行された刑事訴訟法(平成一九年六月二十七日法律第九五号)において、被害者等の刑事裁判手続への参加が認められた。そして、平成一九(二〇〇七)年一月二十九日に少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るための法整備について法制審議会に諮問し、平成二〇(二〇〇八)年二月一三日に法制審議会が法務大臣にこの諮問に対する答申がなされ、同二〇(二〇〇八)年三月七日に少年法の一部を改正する法律案が国会に提出され、同二〇(二〇〇八)年六月一八日に少年法の一部を改正する法律が成立し、同二〇(二〇〇八)年七月八日及び同年二月一五日から施行された。平成二〇(二〇〇八)年法(平成二〇年六月一八日法律第七一号)は、刑事司法過程における犯罪被害者等に対する配慮やその刑事手続上の地位及び権能に関する法整備が著しく進展するなか、少年犯罪の被害者やその遺族に対しても同様の扱いを求められ、法五条の二で被害者等による審判記録の閲覧及び謄写を認め、法九条の二で被害者等の申出による意見の聴取を認め、法二二条の四で一定の重大事件に限り被害者等から申出があった場合に審判を傍聴することを許すものとし、触法事件の傍聴の限定や傍聴基準を明示しながらも、少年審判非公開の原則に例外が設定され、法二二条の五では審判の傍聴を許可するには弁護士である付添人の意

見を聞かなければならないとし、法二二条の六で家庭裁判所が被害者等の申出により審判期日における状況を説明する制度を設けた。これらの被害者等に対する情報提供の諸制度は明文上少年法の基本理念に抵触しないよう歯止めがかけられており、運用の在り方についても少年法の趣旨にかなった運用と制度の充実がこれからも求められる。また、附則において施行三年後の検討規定も盛り込まれた。この平成二〇（二〇〇八）年法は、少年保護手続における被害者の権利利益の保護が一段と進むことになった。しかし、少年法の基本原則である手続非公開の例外を定めた点で重大な意義を持ち、少年法の基本理念である少年の健全育成に反しない範囲で認められるとされ、基本的な考え方は維持されるとされているが、保護・教育主義の審判手続の根幹にもかかわるものであり、この改正による影響を慎重に見定め、問題点の把握・改善に努めるべきであると指摘されている⁽¹⁹⁾。

平成一二（二〇〇〇）年法及び平成一九（二〇〇七）年法、ならびに平成二〇（二〇〇八）年法は、いずれも大きな議論を巻き起こした。これまでの改正論議を経てなかなか改正に至らなかったなか、平成に入ってから少年法改正の動向をみると、社会的に多くの耳目を集めた衝撃的な事件に揺り動かされていると思われる。特に、少年の刑事事件における手続は、少年の問題点を改善し更生させ再非行を防ぐ保護教育主義の目的から揺らいでいるのではないだろうか。少年の持つ問題点を十分に解明して内省を深めさせ、更生意欲を引き出すための科学調査や教育的な審判が必要不可欠の前提となるはずである⁽²⁰⁾。

少年法は、改善更生を目指す保護・教育の観点に立つ保護処分のみではなく、国民や一般社会の信頼に応えるため、犯罪対策としての意味も担うものであるから、少年に対する刑罰の活用も重要な検討課題である。少年の一定の重大事犯に対して保護手続から刑事司法手続による処理に移行させるといふ立法政策的判断であるとすると、少年の刑事

事件の審理について、刑事裁判実務運用上の問題点を抽出し、対象少年の個別的改善教育に資するという少年法の基本理念にできる限り即した手続運営を可能とする法整備の必要があるというべきで、個別事案の審理において対象少年の可塑性・脆弱性等に対する考慮を勘案した少年刑事司法政策としての具体的検討を要する。²¹⁾

法第三章四〇条以下で少年の刑事事件について特別の措置を講ずるための特則が定められており、法四一条及び四二条で全件送致・家裁先議主義がとられ、法二〇条で検察官送致を定め少年保護手続においても刑事処分を選択できること、法四五条五号ただし書で検察官は事件を再送致する場合もありうること、法四九条及び五〇条で起訴後の公判審理にも教育的な配慮がなされ、法五一条〜五四条で科刑が緩和され、法五五条では少年保護手続への事件送致も認められていること、法五六条〜六〇条で処遇上の配慮がなされていることなど、健全育成の指導理念が刑事事件にも及ぼされている。平成一二(二〇〇〇)年法で法二〇条改正により検察官送致の下限撤廃や同条二項で原則逆送事件が設けられ、法五一条及び法五八条の無期刑緩和の制限がなされたが、少年の刑事事件に対する社会の注目度が格段に高まっていった。そして、平成一六(二〇〇四)年五月に成立した裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により平成二一(二〇〇九)年五月から裁判員裁判が開始されたが、裁判員裁判対象事件は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る法定合議事件であり、故意の犯罪により被害者を死亡させた罪に係るものとされるため、原則検送該当事件は、裁判員裁判対象事件と一致する。したがって、保護手続から刑事司法手続に移行する事案の一部である少年の刑事事件の多くは、重大事犯を扱う裁判員による裁判の対象事件となりうるが、少年被告人の量刑を決定するにあたり、法五二条の少年に対する不定期刑の適用において量刑基準がないこと、少年には可塑性を考慮した不定期刑を科すとする趣旨が理解されるか、著しい混乱が生じる恐れがあると指摘される。量刑判断についてもさら

に時間を費やすことになるなど負担増とも思われる。さらにまた、平成一六(二〇〇四)年法律第一五六号による刑法改正により、有期懲役及び禁錮の上限が二〇年に、これらを加重するときは三〇年にまで引き上げられたが、平成二六年法により少年の刑事事件に関する処分の見直しまで刑法改正に関連する法改正は行われず、成人との共犯事件における量刑の均衡が図られていないと批判されている⁽²²⁾。他にも、少年による刑事事件で裁判員裁判の対象事件となった場合、少年事件に固有の社会記録等の証拠調べの方法や、少年法五二条に規定する不定期刑における短期と長期に関する判断をしなければならぬ裁判員への負担、裁判員法六条一項により少年法五五条による少年被告人の家庭裁判所への移送決定に係る判断が裁判官と裁判員の合議によることから、一般国民が少年犯罪の処遇に関する重要な決断に関与するため、その評議には格別の考慮を要するなど実務において大きな課題として指摘されている⁽²³⁾。少年に対する保護教育主義、とりわけ科学調査主義との調和に重大な問題が生じることが懸念される。少年審判への被害者参加、要保護性に関する少年調査記録の調査内容の開示など、重大な問題が生じえ、将来的には、成人年齢の議論と関連した少年・若年成人の刑事事件に対する家庭裁判所の管轄権や、保護処分・刑事処分の選択的適用なども検討課題として挙げられている⁽²⁴⁾。

こうしたなか、平成二〇(二〇〇八)年法附則三号の検討規定を踏まえて、平成二四(二〇一三)年三月から七月までの間、「平成二〇年改正少年法等に関する意見交換会」が開催された。平成二〇(二〇〇八)年法で導入された少年審判傍聴制度に関して対象事件の範囲拡大やモニターにより審判の傍聴ができる制度の導入を求める意見があった一方で、これらの見直しに消極的あるいは慎重な意見があった。また、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び檢察官関与制度の対象事件の範囲拡大や少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引き上げなど少年の刑事事件に関

する処分の規定の見直しを行うべきであるとする意見があった。特に、少年の刑事事件に関する処分の規定について、大阪地塚支判平成二三年二月一〇日や裁判官による論文⁽²⁵⁾において、不定期刑の上限が五年以上一〇年以下とされているため、実際の裁判において適正な量刑を行うことができない事案が生じていること、成人に対する刑との関係で適切さを欠く場合があるとの指摘がなされている。さらに、平成二四(二〇二二)年七月二〇日に犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」のなかでも、再犯防止のために、少年・若年者に焦点を当てた取組みを強化することが求められていた。⁽²⁷⁾

このような状況等を踏まえ検討した法務省では、少年審判手続のより一層の適正化及び充実化を図るための国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大、並びに少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るための少年の刑事事件に関する処分規定の見直しを内容とする少年法改正について、平成二四(二〇二二)年九月に法務大臣が法制審議会に対して諮問がなされ、平成二五(二〇一三)年二月八日に答申がなされた。この答申を受け、平成二六(二〇一四)年四月一日に「少年法の一部を改正する法律」が平成二六年法律第二三号として成立し、同年四月一八日公布された。なお、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しについては平成二四(二〇二二)年五月八日から、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大については平成二六(二〇一四)年六月一八日から施行された。

平成二六(二〇二四)年法の改正内容⁽²⁸⁾の柱は大きく分けると二つであり、まず第一点目は、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大である。その範囲とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、このほか死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪に拡大された。した

がつて、窃盗、恐喝、詐欺、傷害、過失運転致死傷罪などがこの改正により新たに対象事件となった。少年審判において非行事実の存否を判断して適正な処遇を決定するためには、少年審判手続において適正な事実認定が行われなければならぬ。また、犯罪を行った少年による再犯を防止するためには少年審判手続の段階から少年が再犯に及ばないような環境を整えることが重要である。このような観点からすると、社会的にみて重大な事件を含む長期三年を超える懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のなかにも、少年審判手続における事実認定に検察官や弁護士である付添人の関与が必要であると考えられる事件や、少年の改善更生のために法律の専門家である弁護士との援助を要する事案、少年審判手続の段階における環境調整に弁護士である付添人の関与が必要であると考えられる事件、さらに国選被疑者弁護制度での国選弁護士が家庭裁判所送致により少年鑑別所送致の観護措置がとられた場合少年自ら私選付添人として選任しない限り付添人としての活動ができない支障が生じることについても、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度や検察官関与制度の対象とすることにより、事実認定手続のより一層の適正化・充実化が図られ、少年に対する適正な処遇選択、ひいては少年の再犯防止にも資すると考えられ改正された。

平成二六（二〇一四）年法の改正のもう一つの柱であり本稿のテーマである、少年の刑事事件に関する処分の規定の見直しが行われた。少年に対して有期の懲役又は禁錮の実刑を言い渡す場合には不定期刑とすることが法五二条に規定されているが、この法五二条は旧少年法八条の規定をそのまま踏襲する形で現行少年法に持ちこまれた。しかし、先述のとおり、適正な量刑を行うことができず、成人に対する刑との関係で適切さを欠く場合があるとの指摘や法制審議会少年法部会の調査・審議結果を踏まえて改正された。改正点は、四点である。①不定期刑の適用要件について、「長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」

に改められた。②少年に対して言い渡す不定期刑について、その長期及び短期の上限を、「一〇年」と「五年」から、それぞれ「一五年」と「一〇年」に改めた。③不定期刑の長期と短期の差、すなわち不定期刑の幅について、「長期の二分の一（長期が一〇年を下回るときは、長期から五年を減じた期間）を下回らない範囲内」という制限を設けるなど、不定期刑の長期と短期の定め方について、規定を整備する。④不定期刑の短期について、「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるとき」は、一定の範囲内で処断刑の短期を下回ることができることとする。さらに、少年の刑事事件に関する処分の規定として、法五一条二項に「罪を犯すとき一八歳に満たない者」に対する処断刑が無期刑であっても裁量的に有期刑に緩和することができる規定があるが、①無期刑の緩和刑として言い渡すことができる有期刑の上限を「一五年」から「二〇年」に引き上げられた。また、法五八条では仮釈放について定められているが、同条二項の②無期刑の緩和刑を言い渡された者について、仮釈放することができるまでの期間を「三年」から「その刑期の三分の一」に改正された。

改正点一点目の少年に対する不定期刑に関する規定の見直しについて、三つ挙げられる。まず一つは、不定期刑の適用要件の改正として、少年に対する不定期刑は、少年について、人格が発達途上で可塑性に富み教育による改善更生の効果がより期待できることから、教育的配慮に基づき導入されたものである。したがって、少年に対して有期の懲役又は禁錮を科すときは、無期刑で処断すべき場合にいわゆる緩和刑として有期刑を言い渡す場合を除いて、すべて不定期刑を言い渡さなければならない。ただし、執行猶予を付す場合には、従前どおり、不定期刑ではなく定期刑を言い渡すことになる。次に二つ目として、不定期刑の長期及び短期の上限の引き上げについて、改正前に少年に対して科すことができる最も重い有期刑は、無期刑の緩和刑の場合を除いて、「五年以上一〇年以下の懲役」であった

が、無期刑と五年以上一〇年以下の不定期刑という有期刑の上限との間には大きな乖離があり科刑上の断絶があること、主犯者たる少年と従属的立場の成人との共犯事件において成人に対する刑と少年に対する刑との間の不均衡などが指摘され、大阪地堺支部判平成二三年二月一〇日（裁判員裁判による。公刊物未搭載）では、「五年で刑執行終了となる可能性がある点でも、また、一〇年を超えては服役させられない点でも、本件犯行の凶悪性、結果の重大性等に照らせばとても十分なものとは言えない。……無期懲役刑を選択すべき事案とまでは言えないとの結論に達した。そうすると、最も重くても五年以上一〇年以下の不定期刑である有期懲役刑が妥当であると積極的に考えるものではないものの、それを選択せざるを得ない。……また、今回、当該裁判所自身十分でないと考える刑期を定めざるを得なかった……」と判示し、指摘している。そこで、裁判所の量刑の選択肢を広げることにより、少年の犯した行為に応じ、より適正な量刑をなしうるようにするため、少年に対して科すことができる最も重い有期刑は、「一〇年以上一五年以下の懲役」となった。三つ目は、不定期刑の長期及び短期の定め方について、これまでは「その範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す」と定められているのみで特段の制限は設けられておらず批判されていた。そこで、刑罰として一般予防目的及び特別予防目的を達成するため、不定期刑の長期については、行為責任、応報の観点を重視して定められることになる。他方、短期については、同条二項により、「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるとき」は、処断刑の「短期の二分の一を下回らず、かつ、長期の二分の一を下回らない範囲内」で、処断刑の下限を下回ることができるとする規定が新設され、これは短期は特別予防、教育の観点を重視して定めるべきことが明確となったと考えられる。したがって、これまで指摘されていた量刑の決定における判断基準が示されたといえ、行為責任を重視した長期によって上限が画され、その範囲内で特別予防を重視した短期

が決定されることになろう。また、不定期刑の長期と短期の幅について制限が設けられたが、少年に対する不定期刑が教育的配慮から導入されたことからみれば、その目的を達成するために必要な幅を確保するため長期の二分の一という基準と、長期から五年を減じた期間という二つの基準のうちより幅の大きいものが適用されることになった。そして、四つ目として、不定期刑の短期について特則が設けられた。少年が可塑性に富むことを踏まえれば、処断刑の下限を下回る期間で改善更生したと認められ、かつ、行為責任の観点からもそのような期間において刑の執行を終了させることが許容される場合もあり、刑法六六条を適用し酌量減輕してしまふと行為責任の程度や責任非難まで軽くなったという誤った評価を行うことになるとともに、適切に不定期刑の長期を決定できなくなりうるため、「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるとき」には、処断刑の下限を下回る期間を定めることができようになる。この「少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるとき」に該当するか否かについては、少年が自己の犯行を真に反省しているか、更生意欲があるか、改善更生のための環境がどの程度整っているかなどの事情、特則を適用し処断刑の下限を下回る短期を定めることにより少年に改善更生意欲を持たせることができるか、円滑な社会復帰に資するかなどの特則を適用して得られる効果、処断刑の下限を下回る短期を定めることに對する行為責任、応報の観点からの許容性等を総合的に考慮して判断される。「その他の事情」については、この特則を適用することを被害者が許容していること、行為責任の上限が処断刑の下限に近く短期についての処断刑をした下回る期間を定めることができるようにしなければ適切な短期を定めることができないという事情などがこれに該当するであろう。また、今回の少年の刑事事件に関する処分の改正については、基本的に遡及適用されないが、改正後の少年法が適用される犯罪を行った犯人が改正前の少年法が適用される犯罪を行っていることを理由にその刑が減輕

されてしまうという不都合な結果を回避するため、例外的に施行後に行われた行為に対する改正前後の少年法の科刑可能範囲を比較し、改正後の科刑範囲をもって言い渡すことができる刑とするとされた。

さらに、平成二六（二〇二四）年法の少年の刑事事件に関する処分の規定のなか、少年に対するいわゆる無期刑の緩和刑に関する規定の見直しについて、二点の改正が行われた。一点目として、いわゆる無期刑の緩和刑としての有期刑の上限の引き上げがある。法五一条二項には刑法の規定によって導かれた処断刑が無期刑である場合、被告人が罪を犯したとき一八歳未満であったことを理由に特別に科すべき刑、宣告刑を緩和することができる刑法の特則が設けられている。今回の改正において、無期刑の緩和刑として言い渡すことができる有期刑について、「一〇年以上一五年以下」の範囲内の定期刑とされていたのが、「一〇年以上二〇年以下」の範囲内の定期刑と改められた。この改正で不定期刑の長期の上限すなわち有期刑の上限が一五年に引き上げられるが、無期刑の緩和刑より責任の軽い不定期刑と無期刑の緩和刑の上限とが同じでは不相当と考えられ、処断刑が無期刑である以上、緩和刑であるとはいっても一五年にまで緩和するのは緩和し過ぎであって不相当であると考えられる事案も存在すると考えられる。また、処断刑が無期刑の者に対してはそのまま無期刑を言い渡すこともできることを踏まえると、無期刑と緩和刑としての有期刑との差を縮め、裁判所が事案に応じてより適正な量刑をできるようにする必要があると考えられた。そして、無期刑の緩和刑として一五年未満の刑が適切と考えられる事案に改正前と同様の量刑ができるように緩和刑の下限の引き上げは行われなかった。二点目は、法五八条に少年のときに懲役又は禁錮の言渡しを受けた者について、刑法二八条の要件を緩和する特則として、仮釈放をすることができるまでの期間について、「三年」とされていたが、不定期刑の短期の上限が引き上げられたことと無期刑の緩和刑としての有期刑を言い渡された者への仮釈放をすることができる

までの期間を刑法の原則に倣って、「刑期の三分の一」へと改正された。この改正により、裁判所における量刑の適正化、量刑における不均衡を軽減解消することができるように、少年に対して、その責任に見合った刑を科すことができるようにしようとするものといえる。

家庭裁判所からみた平成二六（二〇一四）年法は、少年事件の情勢から、平成二五（二〇一三）年と一〇年前の平成一五（二〇〇三）年における少年事件について、司法統計年報（裁判所ウェブサイトにあり）から比較してみると、少年保護事件の新規受理人員は、平成二五（二〇一三）年は一二万一二八四人、平成一五（二〇〇三）年は二七万九五四人と五五・二％減少している。少年人口の減少より少年保護事件の新規受理人員の減少率が上回っている。一般保護事件についてみると、平成二五（二〇一三）年は九万七三五五人、平成一五（二〇〇三）年は二〇万八二八一人と五三・三％減少している。道路交通保護事件では平成二五（二〇一三）年は二万三九二九人、平成一五（二〇〇三）年は六万二六七三人と六一・八％減少し、最も高い減少率を示している。非行別にみると、殺人、放火、強盗及び強姦の凶悪犯では、平成二五（二〇一三）年は七六五人、平成一五（二〇〇三）年は二五九一人と七〇・五％減少した。麻薬及び向精神薬取締法と大麻取締法違反は平成二五（二〇一三）年は六〇人、平成一五（二〇〇三）年は二四五人と七五・五％減少、覚せい剤取締法違反は平成二五（二〇一三）年は一四七人、平成一五（二〇〇三）年は六四五人と七七・二％減少、毒物及び劇物取締法違反は平成二五（二〇一三）年は四四人、平成一五（二〇〇三）年は三二四一人と九八・六％減少と薬物非行はさらに大きな減少率を示している。これに対して、詐欺は平成二五（二〇一三）年は一一七六人、平成一五（二〇〇三）年は八六〇人と三六・七％増加しており、特徴的なのは振り込め詐欺の検挙人員が平成二一（二〇〇九）年に三三三人だったが平成二五（二〇一三）年には二六二人と六九三・三％増加と桁違いな増加率

を示している。また、性非行についてみると、強姦の新規受理人員が減少する一方でわいせつ（司法統計では、強制わいせつ、準強制わいせつ、強制わいせつ致死傷、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、有償頒布目的わいせつ物所持等をあわせたもの）は、平成二五（二〇一三）年は六七四人、平成一五（二〇〇三）年は四五二人と四九・二％増加している。他方で、（車両運転による業務上「重」過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び危険運転致死傷を除く）一般保護事件のうち本件非行以前になされた、法二〇条による検察官送致決定、保護処分決定、知事又は児童相談所長送致決定、保護的措置又は別件保護中を理由とした不処分決定、保護的措置、別件保護中または事案軽微を理由とした審判不開始決定がなされている前処分のあつた割合は、平成一五（二〇〇三）年が三八・五％、平成二五（二〇一三）年は三九・三％と高い水準で推移し、再犯・再非行の割合が高いとみることができる。平成二六（二〇一四）年法により、家庭裁判所は関係機関等との十分な連携という観点から、付添人としての弁護士と必要な情報を交換し少年審判手続に活用することで、少年審判機能を強化し適切な処遇選択に有益となる。さらに、家庭裁判所は、より一層の適正化及び充実化、適切な処遇選択による再非行の防止のため、家庭裁判所では、再非行防止のため、非行のメカニズムや再非行危険性を適切に分析・評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇選択を行うことや、関係機関等との十分な連携を図ることなどを通じて、少年審判の機能をさらに充実させていく必要がある。行動科学の知見に基づく客観的かつ実証的な調査の実現に向け、「生物―心理―社会モデル」を分析枠組みとして活用する取組みが進められている。この三つの側面から問題の発生、維持、悪化のメカニズムを解明し、非行を促進する要因及び非行を抑制する要因を明らかにして、再非行危険性を評価するとともに、どのように働きかければこの悪循環が解消するかが検討されている。そして、家庭裁判所調査官が行う社会調査において情報を多角的に収集し系統的に整理することにより客観的かつ実証的な調査

が実現され、これが裁判官にも共有されることで、少年に対するより論理的で客観性の高い処遇選択が行われることが期待されている。⁽²⁹⁾

この平成二六（二〇一四）年法に対して、平成二二（二〇一〇）年法以来の少年法改正が厳罰化しているとの批判のうち、これまでより重い刑を言い渡すことができるようになったことに着目し厳罰化とする批判がある。ある行為に対する刑事責任をそれまでよりも一般的に重く評価する刑の引き上げなら厳罰化といえるが、ある行為に対する刑事責任の評価が、既存の法定刑の上限を上回っている事例にあわせて刑の上限を引き上げて刑事責任に見合った刑を定めるためであり、刑事責任の重さの評価を引き上げるものではないので、厳罰化には当たらないと応えることができる。また、刑の引き上げで少年犯罪を抑止する効果はないから改正の必要はないとする批判には、今回の改正が少年犯罪の抑止を直接目的とせず、責任に見合った刑を科すことができるようにすることを目的とするため、これも射ていないと応えられる。さらに、責任に見合った刑罰のための改正とみる立場から少年に対する刑罰は少年の健全育成の観点から決定するもので成人に対する刑罰とは質的に異なるとする批判がある。しかし、少年法が健全育成の目的としていることについて少年に対する刑罰の目的と少年法の目的に沿って言い渡される懲役や禁錮の目的や性質そのものとは異なるものではないことを考えると、少年に対する場合であっても量刑の基本は行為責任であるから、不定期刑の長期刑の長期の上限を引き上げ、それを前提に、無期刑の緩和刑の上限を引き上げたものであると応え、平成二六（二〇一四）年法改正は妥当であるといえる。他方で、処断刑で有期刑が選択される場合、そのすべてが有期刑になり少年に対する特別な扱いが拡大されており、少年に対する不定期刑になる特別な扱いを廃止すべきとされている主張が強くなされていた。しかし、少年が可塑性に富み教育による改善更生が高いことを期待するため、処遇

に弾力を持たせている不定期刑は重要な方策の一つといえるので、この教育的配慮に応える運用が望まれる。

そこで、更生保護法七八条に規定されている仮釈放者の不定期刑の終了は、旧犯罪者予防更生法四八条に規定されていた少年に対する不定期刑の終了のうち、仮釈放を許されている者についての規定を独立させたものである。法五一条による少年に対する刑の緩和の執行面に関する規定で、法五八及び五九条による仮釈放等の緩和を受けて刑の終了についても少年を有利にする趣旨である。不定期刑の言渡しを受けた者は、法五八条一項三号ではその刑の短期の三分の一を経過すれば仮釈放を許することができるとし、この規定により仮釈放された者のうち、仮釈放中にその刑の短期が経過した者は、保護観察所長の申出に基づき地方委員会が「相当と認めるとき」は、刑の執行を終わつたものとする決定を行わなければならない。また、仮釈放者のなかには、仮釈放前に刑の短期を経過する者もあるが、この場合についても同じく、法五九条二項よりもさらに刑の執行に弾力性が認められている。なお、旧犯罪者予防更生法四八条二項に当たる刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了については、更生保護法四三条で刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の申出について、刑事施設の長又は少年院長は、不定期刑の執行のため収容している者について、その刑の短期が経過し、かつ、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、刑の執行を終わつたものとするべき旨の申出をしなければならないとする。そして、更生保護法四四条で刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了の処分について、これを受けた地方委員会は、刑の執行を終了するのを相当と認めるときは決定をもって刑の執行を受け終わったものとしなければならないと規定する。ここで少年院長が申出の主体とされているのは、平成一二年改正により、法五六条三項による少年院収容受刑者が認められたことによる。また、同四四三条項では、刑事施設等に収容中に不定期刑の終了の決定があつた者の刑期は、当該決定の通知が刑事施設又は少年院に到着

した日に終了するものとされている。刑法二四条二項では釈放は刑期終了の翌日に行うこととされていることから、刑期の終了時に関し少年に有利な特則を定めたものである。

しかし、矯正処遇の場面では、平成二四(二〇二二)年一〇月一五日開催の法制審議会少年法部会第一回会議における配布資料⁽³⁰⁾のうち統計資料第二表によると、平成一八(二〇〇六)年から平成二三(二〇一一)年までの間の通常第一審における少年に対する刑罰の言渡し状況についてみると、平成一八(二〇〇六)年から平成二三(二〇一一)年までで最も高い数値と割合を占めるのは、定期刑で執行猶予を言い渡されている者で、平成一八(二〇〇六)年が最も高い割合で六八・九%であったが、その後、割合は減少傾向にあり平成二三(二〇一一)年には五九・〇%まで下がっている。一方で、不定期刑の言渡しを受けている者の割合は、平成一八(二〇〇六)年には二五・〇%であったが平成二三(二〇一一)年に三八・五%となり、増加傾向へと移っているといえる。また、平成一八(二〇〇六)年から平成二二(二〇一〇)年の六年間の平均をみると定期刑により執行猶予の言渡しを受けている者が六四・二%、不定期刑の言渡しを受けている者が三一・〇%であり、不定期刑より執行猶予が活用されていることがわかる。さらに、統計資料第三表では、平成一八(二〇〇六)年から平成二三(二〇一一)年までの間における不定期刑の科刑状況のうち、この六年間の平均で最も高い割合は二六・〇%の短期一年超の長期三年超五年以下であり、次いで一五・五%の短期三年超四年六月以下の長期五年超七年以下であり、次には一四・一%の短期四年六月超の長期九年六月超一〇年以下であった。また、この六年のうちそれぞれの割合でみると、平成一八(二〇〇六)年の短期三年超四年六月以下の長期五年超七年以下で三一・三%、次いで平成二三(二〇一一)年の短期一年超三年以下の長期三年超五年以下で二九・二%、次には同じく短期一年超三年以下の長期三年超五年以下の平成二〇(二〇〇八)年の二七・九%である。そして、統計

い運用がなされている。参考資料として示されている定期刑受刑者の刑の執行率の昭和六一（一九八六）年、平成三（一九九二）年、平成八（一九九六）年、平成一三（二〇〇一）年、平成一八（二〇〇六）年から平成二三（二〇一一年）の一〇年についてみると、すべて執行率の八〇％～八九％で最も高い割合を占めている。しかし、平成一九（二〇〇七）年から平成二三（二〇一一年）年までの五年間で四割を超え、平成二三（二〇一一年）年では四六・八％と五割に近づいている。特に、全ての一〇年間は執行率六〇％未満で一割に満たず、執行率六〇％～六九％で二割程度と低くなっており、定期刑受刑者についても刑の執行率が高くなっている。従って、不定期刑における仮釈放の在り方が現在の運用が行われていることについて、実質的な意味は失わされているという指摘があり、再検討が必要といえる。⁽³¹⁾

3 少年に対する不定期刑の意義の検討

少年の刑事事件において実刑を科す場合には不定期刑を科さなければならず、不定期刑を採用するのは、行刑の教育的機能及び行刑上の効果を狙ったもので、少年の可塑性と教育可能性の高さに注目しているからである。しかし、これまでに検討してきた不定期刑の執行率が長期化していることを考えると、不定期刑の言渡しを受けた者について、仮釈放中にその刑の短期が経過した場合に、保護観察中の成績からみて相当と認めるときは、法五九条二項の規定にかかわらず、刑の執行を受け終わったものとする⁽³²⁾ことができるが、現状活用されていないことがわかる。

また、これまでに、昭和二六（一九五二）年に奈良少年刑務所における実態調査、昭和五〇（一九七五）年、平成一七（二〇〇五）年にもそれぞれ不定期刑の効果について研究調査が行われている。この平成一七（二〇〇五）年の研

究調査では、平成一三(二〇〇二)年法下の少年刑務所における処遇の実情とその取組みが示されている。⁽³⁴⁾平成二六(二〇一四)年法により不定期刑に関して法改正が行われ、家庭裁判所における量刑の適正化、量刑における不均衡を軽減することができ、責任に見合った刑を科すことができるようになった今改めて不定期刑の有効性について検討しなければならぬと考える。

不定期刑を科するのは、実刑の場合に限られる。不定期刑はもっぱら行刑上の効果を狙ったもので、執行猶予の場合に適用するのは無意味であると考えられており、執行猶予の言渡しは、その言渡が取り消されずに猶予期間を経過し、刑の執行がなされないことを期待してこれを行うべきものであるから、不定期刑を言い渡す必要性が乏しいという意味でもありとうとする。また、執行猶予が取り消された場合を考えると、立法論として疑問の余地がある。そして、法五二条三項で、執行猶予の場合には定期刑としなければならぬと規定するが、執行猶予の活用も検討する意義があると考える。

さらに、少年に特化された法改正ではないが、平成一八(二〇〇六)年七月二六日、刑事施設の被収容者人員の適正化を図るとともに、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、刑事施設に収容しないで行う処遇の在り方等について、法制審議会に諮問がなされ、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を図る、刑の一部の執行猶予制度と社会貢献活動の創設のため、刑法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第四九号)と薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二五年法律第五〇号)が成立し、刑の一部執行猶予制度が新設された。⁽³⁵⁾

犯罪をした者の再犯防止・改善更生が重要な課題となっている昨今、刑の言渡しの選択肢として、全部実刑か全部執行猶予かのいずれかしか存在せず、施設内処遇後に十分な期間にわたり社会内処遇を実施することが犯罪をし

た者の再犯防止・改善更生を図るために有用な場合があると考えられることから、平成二五(二〇一三)年六月に刑法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第四九号)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律(平成二五年法律第五〇号)が新しく成立したことにより、刑の一部執行猶予制度が導入された。この法整備の経緯として、平成一八(二〇〇六)年七月に法制審議会へ諮問がなされた。平成二三(二〇一〇)年以降、刑務所における過剰収容状態が続いていたことを契機として検討が始められたが、過剰収容の解消自体を目的とするのではなく、犯罪者の再犯防止及び社会復帰を促進するという観点から、社会内処遇の在り方をも含めた再犯抑止対策を中心的な課題として検討された。法制審議会では、施設内処遇と社会内処遇を適切に連携させて再犯防止・社会復帰を一層促進させる観点から様々な制度案が検討された。①刑の一定の割合を執行すれば必ず仮釈放をし、その仮釈放の期間、保護観察に付すという必要的仮釈放制度の導入、②仮釈放の期間につき、これを残刑期間に限定せず、仮釈放の時点において、同時点における再犯の危険性を基準として定め、その間保護観察に付す仮釈放の期間についてのいわゆる考試期間主義の採用、③判決において、一定期間の懲役又は禁錮と、その後の一定期間の保護観察の両方を言い渡すことを可能とするいわゆる分割刑制度の導入、④刑の一部執行猶予制度の導入が議論された。このうち、④の刑の一部執行猶予制度では、裁判所が判決において施設内処遇とその後の一定期間の社会内処遇を言い渡すこととなるため、法制審議会少年法部会では、裁判所が判決段階で判断することを容易にするために、制度の対象者を罪名や刑期あるいは個人的属性によって類型化して導入することが考えられるのではないかという指摘を受けた。平成二二(二〇一〇)年二月に法務大臣に対し答申がなされ、平成二五(二〇一三)年六月、刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律が成立した。刑法等の一部を改正する法律では、

刑法上の刑の一部の執行猶予制度の対象者として初めて刑務所に服役することとなる者である初入者とし、刑の一部の執行猶予を言い渡すことが可能な刑は、「三年以下の懲役または禁錮」に限定し、刑の一部執行猶予の猶予期間は一年以上五年以下の期間とされた。刑の一部の執行猶予制度における猶予期間満了の効果について、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されていない期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽するとともに、当該期間の刑の執行が終了した時点で刑の執行を受け終わつたものとするのが刑法二七条の七に規定された。また、仮釈放については今回の改正によつても刑法の規定が改められることはなく、刑の一部執行猶予の言渡しを受けた者についても、仮釈放を許可できる。しかし、仮釈放は裁判所により言い渡された一部執行猶予を前提としてなされるものであるのに、当該一部執行猶予が取消しにより刑期全部の実刑に変更されても、なお一部執行猶予を前提とする仮釈放が維持されるのは相当ではなく、一部執行猶予が取り消された場合には、仮釈放の効力が失効することが刑法二九条二項に規定された。⁽³⁶⁾

刑の一部執行猶予を可能とする法改正により、犯罪者に対する処遇のオプションが増えることになった。例えば、一部執行猶予制度の下では実刑と執行猶予から構成される新たな刑を選択することが可能になり、保護観察の対象となつた者には特別遵守事項として、善良な社会の一員としての意識の醸成及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行わせることが可能になった。一部執行猶予制度と社会貢献活動制度の下で犯罪者は、刑事施設内で処遇された後に社会内でも処遇を受けることになる、これは、施設内処遇と社会内処遇を連携させることで、犯罪者の再犯防止と改善更生と社会復帰が格段に促進されることになる。⁽³⁷⁾

現在未施行であるが、刑法二七条の二では、「次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合にお

いて、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。」と規定している。この「犯情の軽重」とは犯罪者の刑事責任の程度をさし、「犯人の境遇」とはその個別的な事情を意味しており、犯罪者の行為責任を前提として、その置かれている状況を踏まえて、再び犯罪をすることを防ぐために、適切な措置が検討され、その措置として一部執行猶予が必要であり、かつ、相当であると認められるときに、これが実施されることになる。⁽³⁸⁾

刑の一部執行猶予において、実刑部分と一部執行猶予部分の全体が、犯罪者の刑事責任を基礎として量定されているのであり、一部執行猶予の部分が、将来の不確定な再犯の可能性に基づく自由の制約として科されているのではないことが明らかである。⁽³⁹⁾

犯罪者の社会復帰のためには、仮釈放の積極化という運用面の改善や、実刑の三分の一を経過しなくても仮釈放を可能にする方向へ見直すための検討をすすめることで法改正しなくてもよいのではないかとの批判がある。⁽⁴⁰⁾

仮釈放は、犯罪者が刑事施設へ入所した後の変化を踏まえて、行政官庁としての地方更生保護委員会の判断で行われるものであるが、刑の一部執行猶予は、裁判最終時に裁判官によって選択される処分であり、有罪と認定され犯罪者となる被告人のその後の状況の変化は裁判最終時に客観的に予測できる範囲で考慮される。仮釈放制度と一部執行猶予制度は、対象者の処遇に対する取組みを強化するという心理的効果を持ちうる点では共通の性質を有するが、仮釈放制度と一部執行猶予制度は相反するものではなく、判断機関や判断時期がそれぞれ異なり、それぞれの時期での状況に基づき、犯罪者の社会復帰を図ろうとするものである。一部執行猶予制度の対象者の多くは、保護観察の対象

となり社会貢献活動が要求され、その犯した罪の重さや種別、対象者の性別、年齢、その生活環境などを踏まえて個別具体的に確定していく。⁽⁴⁾

さらに、少年矯正における処遇の充実に関する法整備として、平成二六(二〇一四)年六月四日に少年院法(平成二六年法律第五八号)、少年鑑別所法(平成二六年法律第五九号)が成立し、同年一月に公布された。現行少年院法は、昭和二三(一九四八)年七月に制定されて以来、社会情勢が大きく変化しながら、全面的な改定はこれまでになかった。また、少年院における矯正教育に関する規定が乏しく、被収容少年の処遇方法の多くが省令、訓令、通達等に委ねられており、先述のとおり、行政法上の運用として行われていた。少年鑑別所に関する規定は、旧少年院法一六条から一七条の五までの数か条しか持たず、多くの事項について少年院に関する規定が準用され、施設の管理運営についても、少年院と同様、通達等に基づく行政上の運用として行われていた。そして、平成一七(二〇〇五)年五月一日、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が成立し、受刑者の処遇を中心とする監獄法の改正が約一〇〇年ぶりに実現したことを受けて、少年院法の改正の機運が高まり、少年院法改正の準備が進められていたなか、平成二一(二〇〇九)年四月、広島少年院職員の法務教官が暴行等の重大な不適正処遇事案が発覚した。このとき、平成一八(二〇〇六)年二月一日付矯正第七〇九三号矯正局長通達「在院者から院長に対して自己が受けた処遇又は一身上の事情に関する申立てがなされた場合の取扱い等について」が発出されており、少年院在院者の苦情を聞き取る制度が設置されていたが、不適正処遇の防止、不服申立制度の整備、第三者委員会の設置等を法律に規定すべきという指摘を受けて、これらの問題点の改善し、適正な運営の在り方を検討するために平成二一(二〇〇九)年一二月一日に設置された「少年矯正を考える有識者会議」が約一年間かけて議論を重ねた提言を踏まえ、平成二四

(二〇二二)年に全面改正になった。少年院については、矯正教育その他の健全な育成に資する処遇の充実及び出院後の関係機関との連携等を図り、少年の再犯・再非行を防ぎ、将来の長期にわたる犯罪の発生を防ぐうえで重要な意義を持つ。また、少年鑑別所については、鑑別対象者の鑑別の適切な実施、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇の実施に加え、非行に関する専門機関として地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行ううえで重要な意義を持つ。⁽⁴²⁾

少年矯正の今後については、少年院法及び少年鑑別所法の全面改正により保護処分の実実と対象少年の矯正処遇がこれまでの実務的経験を踏まえた運用面での連携が強化され充実することが望まれるとともに、少年に対する不定期刑の有効性の検証と新設された刑の一部執行猶予制度の活用も視野に入れて検討することが必要であると思われる。

- (1) 平場安治『新版少年法(法律学全集)』有斐閣(一九八七年)、団藤重光・森田宗一『ポケット註釈全書 新版少年法』第二版』有斐閣(一九八四年)、田宮裕・廣瀬健二『註釈少年法』第三版』有斐閣(二〇〇九年)等。
- (2) 酒巻匡「少年法改正の動向と実務への期待」『家庭裁判月報』六五巻八号一頁。
- (3) 団藤重光・森田宗一『ポケット註釈全書 新版少年法』第二版』有斐閣(昭和五九「一九八四」年)。
- (4) 裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案(再訂補訂版)』司法協会(平成二四「二〇二二」年)五七頁。田宮・廣瀬・前掲注(1)一四一六頁、一七二〇頁、五六三五六頁。田中重紀子「近代日本の未成年者処遇制度」『感化法成立の経緯・背景および位置づけ等』(平成一七「二〇〇五」年)、岩井宜子「少年矯正への期待」『法律のひろば』六七巻八号四一〜五〇頁。酒巻・前掲注(2)六五巻八号一〜一四頁。松尾浩也「少年法―戦後六〇年の推移」・川出敏裕「少年法改正の意義と今後の実務への期待」『家庭裁判月報』六一巻一号(二〇〇九年)など参照。

(5) 第三波までの歴史的流れについて、田宮・廣瀬前掲注(1)八頁、五五八〜五六二頁、司法研修所編『改正少年法の運用に関する研究』司法研究報告書五八輯一号二〇一頁以下(二〇〇六年)、最高裁判所事務総局家庭局「平成一二年改正少年法の

運用の概況（平成一三年四月一日～平成一八年三月三十一日）」「家庭裁判月報」五八卷九号九九頁以下（二〇〇六年）、松尾浩也編著『逐条解説 犯罪被害者保護二法』（二〇〇一年）、酒巻匡編『平成一九年犯罪被害者のための刑事手続関連法改正』（二〇〇八年）、司法研修所編『少年審判の傍聴制度の運用に関する研究』司法研究報告書六四輯一号（二〇一二年）、家庭裁判所の歴史については『少年法制三〇年のあゆみ 少年法—その実務と裁判例の研究—（別冊判例タイムズ六号）』六七頁。

(6) 最判昭和五八年七月八日、刑集三七卷六号六〇九頁、裁判集（刑事）二三一〇号六八九頁、裁判所時報八六二号四頁、判例時報一〇九九号一四八頁、判例タイムズ五〇六号七三頁。この事件に対する最高裁判決は死刑制度を存置する現行法制の下で、死刑選択の許される基準を示した判決とされている。

(7) 平場安治「ゴルト判決以後の少年審判問題」『家庭裁判月報』四一巻一〇号一～四一頁（平成一〇九八九年）、平場安治「ゴルト判決以後の少年審判問題」『ケース研究』二二九号一六～四三頁（平成一〇九八九年）。

(8) 少年審判手続における適正手続の保障が問題となる。最決昭和五八（一九八三年）一〇月二六日「田宮裕」少年保護事件と適正手続き」田宮裕編『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』六～七頁、木谷明・家令和典「証拠調べの範囲・限度・方法—流山事件」『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』九四～九五頁。

(9) 少年法における再審が問題となる。最決昭和五八（一九八三年）九月五日「椎橋隆幸」保護処分取消決定に対する抗告の可否—柏の少女殺し事件—」田宮裕編『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』一六二～一六三頁、荒木伸怡「少年事件のいわゆる再審—柏の少女殺し事件—」田宮裕編『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』一八六～一八七頁、柏の少女殺し事件は保護処分取消決定に対する抗告についてであるが、昭和六〇（一九八五年）年五月一四日最高裁決定では、保護処分付さない決定に対する抗告棄却決定に対する再抗告事件に対して、不処分決定に対してはそれが非行事実を認定したものであっても抗告することができないと判示されている（三村義幸「不処分決定に対する抗告の可否」田宮裕編『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』一五八～一五九頁）。

(10) 抗告、再抗告を経て少年院送致が確定したが、損害賠償訴訟の第一審では非行事実を否定したが控訴審では非行事実を認めた。最決平成三（一九九二年）五月八日「志田洋」保護処分終了後における取消しの可否」田宮裕編『少年法判例百選（別冊ジュリスト一四七号）』一九〇～一九一頁。

- (11) 当時一九歳の主犯格少年には平成一(一九八九)年六月に死刑判決がでている。
- (12) この事件の少年審判では、観護措置を取消して調査官観護として証拠調べを続行し、三人とも非行なし不処分となっている。
- (13) 家庭裁判所と高等裁判所の事実認定が分かれ、事実認定の在り方に問題があると指摘される。
- (14) 最判平成二四年二月二〇日第二次上告審判決、裁判集(刑事)三〇七号一五五頁、裁判所時報一五五〇号二六頁、判例時報二一六七号一八頁、判例タイムズ一三八三号一六七頁。
- (15) 酒巻・前掲注(2)六五巻八号二七頁、田宮・廣瀬・前掲注(1)二二二頁、川出・前掲注(4)五、七頁。
- (16) 酒巻・前掲注(2)六五巻八号三頁、川出・前掲注(4)七頁、田宮・廣瀬・前掲注(1)二三二頁。
- (17) 『家庭裁判月報』五八巻九号一三二頁、鎌田隆志「更生保護法の解説」『家庭裁判月報』五九巻一二号(平成一九年)、田宮・廣瀬・前掲注(1)五二五頁。
- (18) 犯罪被害者等基本法の経緯と、内閣府共生社会政策として、犯罪により被害を受けた方やその家族が、被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営めるようにするための取組みや刑事手続に適切に関与できるようにするための取組みを進めていることを広報している。そして、内閣府が、犯罪被害者等施策に関する企画・立案や総合調整を担う官庁として、施策全体の基本的な計画を定め、この計画に基づき関係省庁が実施している様々な取組みについて紹介している。http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/kihon/kihonhmtl
- (19) 田宮・廣瀬・前掲注(1)二四二頁、酒巻・前掲注(2)六五巻八号八一頁。
- (20) 田宮・廣瀬・前掲注(1)二六頁、四一三頁。
- (21) 酒巻・前掲注(2)六五巻八号七頁。
- (22) 八木正一「少年の刑事処分に関する立法論的覚書―裁判員裁判に備えて―」判例タイムズ二一九二号六四七頁〔二〇〇五年〕。
- (23) 酒巻・前掲注(2)六五巻八号七七八頁。
- (24) 田宮・廣瀬・前掲注(1)二六頁、四一三頁。
- (25) 法制審議会少年法部会第一回平成二四年一〇月一五日開催、配布資料七「少年刑に関する裁判例」三頁 (http://www.moj.go.jp/content/000104050.pdf)。その他、少年法部会については、http://www.moj.go.jp/shingji/shingikai-syonenhou.html

- を参照。また、中村功一「少年法の一部を改正する法律の概要」『法律のひろば』六七巻九号二〇頁に部分抜粋あり。
- (26) 八木・前掲注(22)六四〜七〇頁、植村立郎「少年事件の実務と法理」判例タイムズ社(平成二二〔二〇一〇〕年)。
- (27) 犯罪対策閣僚会議における「再犯防止に向けた総合対策」に関する概要及び具体的な取組みや目標を明示した工程表と成果目標などは、法務省HP http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00005.html を参照。
- (28) 中村功一「少年法の一部を改正する法律の概要」『法律のひろば』六七巻九号一三〜二〇頁、榊清隆「少年法の一部を改正する法律」について(特集・少年法・少年院法の改正)」『刑事法ジャーナル』四二号九九〜一〇四頁。
- (29) 細川英仁「家庭裁判所の立場からみる平成二六年改正少年法」二二〜二七頁など(第一八六回国会提出「少年法の一部を改正する法律案」について、要綱、理由、新旧対照条文等は法務省HP http://www.moj.go.jp/keiji/keiji12_00085.html)を参照。警察庁生活安全局少年課による平成二五(二〇一三)年における少年非行情勢については、警察庁HP <http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikoujousei/H25.pdf> を参照。
- (30) 法務省HP <http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai-syonenhou.html> において、法制審議会少年法部会において第一回会議から第四回会議までの議題から、議事内容及び議事録、ならびに配布資料が示されている。平成二四(二〇一二)年一〇月一五日開催第一回会議における配布資料として、配布資料1 諮問第九五号 <http://www.moj.go.jp/content/000102994.pdf>、配布資料2 現行法による国選弁護・国選付添制度の概要 <http://www.moj.go.jp/content/000102995.pdf>、配布資料3 少年刑一覧表 <http://www.moj.go.jp/content/000102996.pdf>、配布資料4 統計資料 <http://www.moj.go.jp/content/000103033.pdf>、配布資料5 参照条文 <http://www.moj.go.jp/content/000102997.pdf>、配布資料6 平成二〇年改正少年法等に関する意見交換会における意見の概要等 <http://www.moj.go.jp/content/000102998.pdf>、配布資料7 少年刑に関する裁判例 <http://www.moj.go.jp/content/000104050.pdf> を参照。
- (31) 川出敏裕「少年法改正のあゆみ」『法律のひろば』六七巻8号、四〜一二頁。法務省法制審議会少年法部会第一回会議平成二四年一〇月一五日開催資料は <http://www.moj.go.jp/shingil/shingio6100034.html> 参照。
- (32) 森下忠「資料 不定期刑運用上の諸問題―奈良少年刑務所における実態調査を中心として―」『家庭裁判月報』三巻四号六〇一〜六二四頁(一九五一年)。
- (33) 森下忠「少年に対する不定期刑の処遇効果」『家庭裁判月報』二七巻八号一〜四五頁(一九七五年)。

- (34) 宮川義博「少年刑務所における処遇の実情―改正少年法下の取組を中心に―」『家庭裁判月報』五七卷四号一〜四六頁（二〇〇五年）。
- (35) 三谷真貴子・勝田聡「刑の一部の執行猶予制度と社会貢献活動の創設 犯罪者の再犯防止・社会復帰を図る」『時の法令』一九四八号二〇〜三五頁、永田憲史「刑の一部執行猶予制度導入による量刑の細分化―刑の執行猶予の存在意義の観点からの考察―」『刑事法ジャーナル』二三号四六〜五〇頁。他に、法制審議会議事録から議論状況については、井上宜裕「刑の一部執行猶予―法制審議会議事録を中心に―」『龍谷法学』四三卷一号七九〜一〇三頁、森久智江「刑の一部執行猶予制度に関する一考察」『立命館法学』二二〇二二卷五―六号三九二四〜三九五〇頁がある。
- (36) 東山太郎「刑の一部執行猶予制度導入の経緯と法整備の概要」『法律のひろば』六六卷一―号一三〜二二頁。
- (37) 今井猛嘉「刑の一部執行猶予制度―その意義と展望」『法律のひろば』六六卷一―号四〜一二頁。
- (38) 今井・前掲注(37)五〜六頁。
- (39) 今井・前掲注(37)六頁、太田達也「刑法改正と一部執行猶予」『法学研究』八五卷一〇号三、七、八頁。
- (40) 今井・前掲注(37)五頁、井上宜裕「刑の一部執行猶予―制度概要とその問題点―刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社（二〇一二年）一六九頁、太田達也「刑の一部執行猶予と社会貢献活動」『刑事法ジャーナル』二三号二四頁等。
- (41) 今井・前掲注(37)五〜六頁。
- (42) 柿崎伸二「少年院法・少年鑑別所法の成立の経緯」『法律のひろば』六七卷八号四〜一〇頁、内藤晋太郎・橋口英明「少年院法・少年鑑別所法等の概要」『法律のひろば』六七卷八号二〇頁、小山定明「新少年院法における今後の処遇」・古橋徹也「少年鑑別所における今後の処遇」『法律のひろば』六七卷八号二一〜三〇頁、廣瀬健二「少年院法・少年鑑別所法成立の意義」『法律のひろば』六七卷八号三一〜四〇頁等。

（高岡法科大学准教授）